

やまがた夢未来合併支援本部設置要綱

(設置)

第1条 本県における自主的な市町村合併の支援に関し、県の総合的な取組みの充実に図るため、やまがた夢未来合併支援本部（以下「支援本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 支援本部は、次の事項について審議する。

- (1) 市町村合併に向けた取組みへの支援
- (2) 合併後の新しい地域社会づくりのための支援
- (3) 合併市町村への計画的な権限移譲等の推進

(組織)

第3条 支援本部は、本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は知事とし、本部員は副知事、企業管理者、病院事業管理者、教育長、各部長、改革推進監、危機管理監、各総合支庁長及び警察本部長をもって充てる。

(本部長)

第4条 本部長は、支援本部を総括する。

- 2 本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長の指名する本部員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 支援本部の会議は、本部長が召集し座長となる。

(幹事会)

第6条 支援本部の会議に付議すべき事案の調査検討を行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別記に掲げる職員をもって充てる。
- 3 幹事会に幹事長を置き、総務部市町村課長をもって充てる。
- 4 幹事長は、幹事会を総括する。
- 5 幹事長に事故があるときは、あらかじめ幹事長の指名する幹事がその職務を代理する。
- 6 幹事会は、幹事長が必要に応じて召集し、座長となる。

(支部)

第7条 地域における市町村合併の支援に関する取組みを充実するため、各総合支庁ごとに支部を置く。

(庶務)

第8条 支援本部の庶務は、総務部市町村課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援本部の運営に関し必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年3月20日から施行する。

(山形縣市町村合併支援本部設置要綱の廃止)

2 山形縣市町村合併支援本部設置要綱は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行前に山形縣市町村合併支援本部がした決定その他の行為は、本要綱により設置する支援本部がした決定その他の行為とみなす。

別 記

総務部改革推進課長

総務部人事課長

総務部財政課長

総務部市町村課長

総務部危機管理室生活安全調整課長

総務部総合政策室政策企画課長

文化環境部文化振興課長

健康福祉部健康福祉企画課長

商工労働観光部産業政策課長

農林水産部農政企画課長

土木部管理課長

企業局総務企画課長

病院事業局県立病院課長

教育庁総務課長

警察本部警務部警務課長

各総合支庁総務企画部企画振興課長